

# 訪問看護サービス 重要事項説明書(介護保険)

## 1. 事業所の概要

事業者名 株式会社ケアーズ 東久留米白十字訪問看護ステーション  
住所 東京都東久留米市本町2丁目2番5号 本町ビル1F A号  
電話番号 042-470-7477 FAX番号 042-470-7478  
管理者 高田 雅恵

## 2. 営業時間等

営業日：月曜日から金曜日  
(祝日及び8月13日～8月16日、12月29日～1月4日を除く)  
営業時間：午前9時～午後5時  
営業時間外は、留守番電話の対応になります。

## 3. サービスの内容

事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って作成した訪問看護計画書に基づき、訪問看護サービスを提供します。サービスの提供は、看護師、理学療法士、作業療法士が行います。内容の詳細は、訪問看護のご案内をご参照ください。

## 4. サービス提供記録等

事業者は、訪問看護サービスの提供に関する記録を作成し、サービス終了後3年間保管します。

## 5. 料金

- ・料金は、介護保険法に基づいて請求されます。(別紙参照)
- ・通常のサービス地域(東久留米市・清瀬市・西東京市・練馬区・新座市)外への訪問は、交通費をいただく場合があります。
- ・その他、衛生材料、介護用品等に関しては実費をいただきます。

## 6. キャンセル

利用者が、予定されているサービスの中止、休止を希望する時は、速やかに上記の電話番号までご連絡ください。基本的にはキャンセル料はいただけません。

## 7. 緊急時及び事故発生時

緊急時及び事故発生時には、利用者を担当している居宅介護支援事業所、主治医へ連絡し、主治医の指示に従います。また、登録されている緊急時連絡先に連絡します。

## 8. 虐待の防止について

(1) 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知しています。
- ・虐待の防止のための指針を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者 (管理者・高田 雅恵)

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを区市町村に通報します。

(3) 虐待通報の窓口

- ・当事業所

〈担当窓口〉 東久留米白十字訪問看護ステーション

〈管理者〉 高田 雅恵

〈電話〉 042-470-7477

- ・東久留米市

〈担当窓口〉 介護福祉課

〈電話〉 042-470-7750 (直通)

平日 受付時間：8:30～17:00

(土・日・祝日、国民の休日、年末年始を除く)

## 9. その他

緊急を要する訪問や、交通事情等の理由により、予定の訪問日時を変更させていただく場合がありますのでご了承ください。その場合は、事業者より連絡、説明させていただきます。

## 10. 苦情、相談対応窓口

東久留米白十字訪問看護ステーション 042-470-7477

東久留米市役所 介護福祉課 介護サービス係 042-470-7750

東京都国健保団体連合会 03-6238-0177